

本日の会議に付した事件

第2回山元町議会定例会（第1日目）

平成23年 6月 8日（水）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 提出議案の説明
- 報告第 3号 繰越明許費繰越計算書について（平成22年度山元町一般会計）
 - 報告第 4号 事故繰越し繰越計算書について（平成22年度山元町一般会計）
 - 報告第 5号 山元町水道事業会計予算繰越計算書について
 - 報告第 6号 山元町下水道事業会計予算繰越計算書について
 - 報告第 7号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
 - 報告第 8号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
 - 報告第 9号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
 - 報告第10号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
 - 報告第11号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
 - 報告第12号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
 - 報告第13号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
 - 議案第30号 平成23年東日本大震災による災害被害者に対する山元町町税の減免に関する条例
 - 議案第31号 山元町町税条例の一部を改正する条例
 - 議案第32号 損害賠償の額を定め、和解することについて
 - 議案第33号 損害賠償の額を定め、和解することについて
 - 議案第34号 平成23年度山元町一般会計暫定補正予算（第1号）
 - 議案第35号 平成23年度山元町国民健康保険事業特別会計暫定補正予算（第1号）
 - 議案第36号 平成23年度浅生原地区応急仮設住宅建設工事請負契約の締結について
 - 議案第37号 平成23年度中山地区応急仮設住宅建設工事請負契約の締結について
 - 議案第38号 山元町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第36号 平成23年度浅生原地区応急仮設住宅建設工事請負契約の締結について
- 日程第 5 議案第37号 平成23年度中山地区応急仮設住宅建設工事請負契約の締結について

午前10時00分 開 議

議長（佐藤晋也君）ただいまから、平成23年第2回山元町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

11番齋藤克夫君より欠席する旨の届け出がありました。

総務課長及び選挙管理委員会書記長庄司正一君が病気休暇中のため会期中の会議を欠席し、同課班長並びに同委員会書記菅野寛俊君が出席する旨の申し出があります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議長（佐藤晋也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第117条の規定により、10番佐山富崇君、12番後藤正幸君を指名します。

議長（佐藤晋也君）日程第2．会期決定の件を議題とします。

事務局長にお手元に配布しております会期日程（案）を朗読させます。

〔会期日程（案）は別添のとおり〕

議長（佐藤晋也君）お諮りします。本定例会の会期は会期日程（案）のとおり、本日から6月17日までの10日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日から6月17日までの10日間に決定しました。

議長（佐藤晋也君）これから議長諸報告を行います。事務局長にお手元に配布しております報告書を朗読させます。

〔議長諸報告書は別添のとおり〕

議長（佐藤晋也君）これで議長諸報告を終わります。

議長（佐藤晋也君）ここで副町長平間英博君から人事異動に伴う課長等の紹介をいたします。

副町長（平間英博君）はい。先の臨時会でご可決いただきました行政組織規則改正に伴いまして新設いたしました震災復興推進課長として6月1日付けでの宮城県から次長派遣でまいりました鈴木光晴を震災復興推進課長として任命いたしましたので、ご紹介いたします。震災復興推進課長（鈴木光晴君）6月1日付けで任命を受けました鈴木光晴です。よろしく願いいたします。

副町長（平間英博君）併せて先の4月1日付で人事異動行っております。それについてもご紹介いたします。町民生活課長に平田篤司。坂元支所長として冨田健一を任命しております。以上ご報告させていただきます。

議長（佐藤晋也君）日程第3．これから提出議案の説明を求めます。

この際、報告第3号から報告第13号、議案第30号から議案第38号までの20件を一括議題とします。

町長、齋藤俊夫君。

町長（齋藤俊夫君）はい。

本日、ここに、平成23年第2回山元町議会定例会が開会され、各種提出議案をご審議いただくにあたり、各議案の概要等をご説明申し上げ、併せて、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

はじめに、このたびの大震災から3か月目を迎えようとしている本町の被害の状況について申し上げます。

5月31日現在、町内で発見された死者数は671名（うち町民は555名）、行方不明者数は63名であり、また家屋の被害数は、流出した1,002棟を含め全・半壊合わせて3,000棟を超え、日を迫る毎にその全容が明らかになりつつあります。

また、公共施設等の被害総額は、現時点で約804億円と見込んでおります。内訳としては、道路・河川・町営住宅など公共土木施設で約18億円、農地・排水路等農業施設で約648億円、漁港関係施設で約16億5,000万円、上下水道関係施設で約48億6,000万円、その他役場庁舎・教育施設等の公共・公用施設、公用車等で約72億6,000万円と試算しており、今後、調査が進むに従い被害額は、更に増加すると見込んでおります。

次に、目下の応急復旧対策の状況について申し上げます。

まず、行方不明の方々の捜索、確認であります。現在、陸上自衛隊に替わり、警察が主体となって、一斉捜索など継続して実施しております。今後もご家族の皆様のお気持ちに思いを致し、一刻も早い発見に全力で取り組んでまいります。

また、瓦れき処理については、陸上自衛隊第10師団から東北方面特科隊に替わった後も、引続き力強いご支援をいただいておりますが、町としても緊急仮置場の瓦れきの一次仮置場への移送や、立ち入り許容区域内で意思表示のあった家屋の解体処理、更にはその廃材や瓦れき、流出した車両等を、一次仮置場等に分別・集積する作業に、本格的に着手いたします。

次に、避難の状況であります。5月31日現在で避難所に避難されている方々は、一次・二次避難所合わせて10か所で392世帯、869名であります。また、6月6日まで順次、入居可能となる応急仮設住宅は、6か所600戸で、うち既に501世帯1,749人に入居いただいております。また、引き続き町発注の応急仮設住宅を360戸建設するとともに、民間賃貸住宅の入居希望も620件あることから、今後7月下旬までには、避難者全員が避難所等から入居できる見込みであります。

次に、避難指示の解除についてであります。現在施工中の海岸仮堤防の完成状況や、この仮堤防による被害想定シュミレーション結果等を踏まえ、順次、解除区域を定めてまいりたいと考えております。なお、解除区域にあつては、居住が可となることに併せ、半壊など残存家屋の修理等も可能となりますが、今後の復興計画に合わせた土地利用計画の策定上、新築・増改築などについては、一定の建築制限をしてみたいと考えております。しかし、防災上、仮堤防が完成しても引き続き危険と判断される区域については、避難指示を継続し、長期避難区域の指定や建築制限等をしてまいりたいと考えております。

次に、復興対策について申し上げます。5月20日に第1回の震災復興本部を開催し、復興計画策定の推進体制や今後の日程を確認するとともに、6月1日付けで新設した震災復興推進課に、当面の所要人員を配置し、事務を開始したところであります。また、併せて、今回の大震災の教訓を踏まえ、災害に強いまちづくりに取り組むため、総務課の安全対策班の体制強化を図ったところであります。

一方、町民で構成する震災復興会議や、各分野の専門家による震災対策有識者会議については、それぞれの委員の選考を終え、1回目の会議を今月中旬までに開催する予定であります。今後の復興の基本方針については、7月中にお示しできるよう、短時間でスピーディに検討し、取りまとめてまいります。その作業にあたっては、各種団体・グループからの意見聴取や、アンケート調査など幅広い町民の意見集約にも十分配慮してまいります。

更に、加えて、私の復興への思いについて申し上げます。

本町は、約3か月前、大津波により多くの町民の生命と財産を失い、一時は立ち直れないのではないかと思われるほど打ちのめされました。しかし、未曾有の大震災に直面した今こそ、私たちの真価が問われています。この大震災に屈することなく、今のこの苦痛を全町民で共有し、忍耐、根気、努力により、この逆境を克服していきたいと思っております。そして後世の子孫たちが、復興を成し遂げた私たちの努力の成果を、誇りをもって語れるよう、多くの皆様のお力もお借りしながら、最大限の努力をしております。

以上であります。議会の皆様とは随時、東日本大震災災害対策調査特別委員会を通じて、協議等を重ねてまいりたいと考えておりますので、今後ともご支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会においてご審議をいただく各議案の概要についてご説明申し上げます。

まず、報告関係についてご説明申し上げます。

報告第3号につきましては、平成23年第1回議会定例会においてご可決頂きました平成22年度予算の繰越明許費について、平成23年度に繰越いたしましたので、地方自治法施行令（第146条第2項）の規定により報告するものであります。

報告第4号、報告第5号及び報告第6号につきましては、東日本大震災により事業完了できなかったため、平成23年度に事故繰越いたしましたので、地方自治法施行令（第150条第3項）の規定及び地方公営企業法（第26条第1項及び第2項）の規定により報告するものであります。

次に、各会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案第34号については、東日本大震災による震災対策関連事業及び制度確定等による必要経費を追加するものであります。

まず、震災対策関連経費としては、総務費関係において、震災復興推進課の設置等、組織体制の強化を図るため、宮城県からの自治法派遣職員の受け入れに要する経費を追加するとともに、防犯対策費においては、仮設住宅入居に伴う新たな通学路等に防犯灯を設置する経費を追加するものであります。賦課徴収費においては、震災による納期延長及び減免手続きに対応するため、電算システム変更に要する経費を追加するものであ

ります。

民生費関係においては、応急仮設住宅の建設に要する経費や町外で実施した埋葬及び、火葬費用の一部が災害救助法の対象に追加されたことから、給付に要する費用を追加するものであります。

また、労働費関係では、ふるさと雇用再生事業及び重点分野雇用創造事業において、被災者への雇用対策として、新規に69名を採用し、事業展開をするために要する経費の追加に併せ、この補助申請に当たり年間予算の措置が必要となったため、追加するものであります。

衛生費関係では、環境保全費において、津波被害区域における衛生害虫の発生を抑えるため、薬剤散布に要する経費を追加するものであり、災害廃棄物処理費については、現在、集積している瓦れき等を一次仮置場に分別集積するために要する経費を追加するものであります。

消防費関係では、震災により被災した消防団員の装備品一式の購入に要する経費を追加するものであり、教育費関係では、被災児童を対象とした就学援助に要する経費等を追加するものであります。

更に、災害復旧費関係においては、公共土木施設、農業用施設及び消防防災施設の補助災害復旧等に要する経費を追加するものであります。

次に、制度確定等により必要な経費の補正としては、議会費において、地方議会議員年金制度の廃止に伴い、議員共済給付費負担に要する経費を追加するものであり、農林水産業費については、震災により使用不可能となっていた排水機場のうち、県が応急復旧する施設の維持管理に要する経費を追加するものであります。

また、諸費については、町道での事故における賠償金に要する経費を追加するものであります。

更に、これら事業を実施する上で、一時的に歳計現金が不足する事態に備えるため、一時借入金の限度額を15億円追加し、30億円とするとともに、公債費に一時借入金利子相当分を追加するものであります。

以上、歳出予算の主な内容についてご説明申し上げましたが、これに見合う財源としては、国・県支出金及び、地方債の追加が主なものであり、最終的な財源調整を財政調整基金取崩しの増額をもって対応した結果、今回の補正額は68億9,437万4,000円を追加し、総額180億8,973万1,000円とするものであります。

議案第35号の歳出予算における賦課徴収費については、一般会計と同様に震災による納期延長及び減免手続きに対応するため、電算システム変更に必要な経費を追加するものであります。

歳出予算所要額に対応する財源につきましては、財政調整基金取崩しの増額をもって措置するものであります。

以上、今回の補正額は52万円を追加し、総額10億7,705万9,000円とするものであります。

続いて、新規条例議案及び一部改正条例議案についてご説明申し上げます。

議案第30号については、東日本大震災による被災者の税負担軽減を図るために制定

するものであり、議案第31号については、地方税法の一部改正に伴い東日本大震災に係る特例を受ける場合の申告方法等の規定について改正するものであります。

次に、議決議案2件についてご説明申し上げます。

議案第32号については、町道における倒木事故に関し、損害賠償額を定め和解するため、地方自治法（第96条第1項第12号及び第13号）の規定により提案するものであり、議案第33号については、平成22年度燃料タンク埋設管漏洩気密検査業務の債務不履行に伴う、山元町立山下第一小学校における灯油漏洩事故の損害賠償協議が整ったことから、和解するため、地方自治法（第96条第1項第12号）の規定により提案するものであります。

次に、本日、追加で提出いたしました各種議案等についてご説明申し上げます。

まず、報告関係についてご説明申し上げます。

報告第7号については、町道におけるバイク転倒事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

報告第8号から報告第12号については、災害対策用テントが突風により役場駐車場に駐車中の車両に衝突し、損傷させた事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて専決処分をいたしましたので、地方自治法（第180条第2項）の規定により報告するものであります。

報告第13号については、災害対策用に使用していたブルーシート及びその附属物が、突風により国道6号線を走行中の車両に衝突し、フロントガラスを損傷させた事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて専決処分をいたしましたので、地方自治法（第180条第2項）の規定により報告するものであります。

次に、議決議案2件についてご説明申し上げます。

議案第36号及び議案第37号につきましては、町発注の応急仮設住宅工事請負契約の締結をするため、地方自治法（第96条第1項第5号）の規定により提案するものであります。

次に、一部改正条例についてご説明申し上げます。

議案第38号については、東日本大震災に係る災害援護資金の貸付の特例を設けるため改正するものであります。

以上、平成23年第2回山元町議会定例会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各議案の細部につきましては、更に関係課長等に説明させますので、宜しくご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（佐藤晋也君）以上で、提出議案の説明を終わります。

議長（佐藤晋也君）日程第4．議案第36号を議題とします。

課長から説明を求めます。まちづくり整備課長森 政信君。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。議案第36号、平成23年度浅生原地区応急仮設住宅建設工事請負契約締結についてをご説明申し上げます。

提案理由をご説明いたしますので裏面をご覧ください。

平成23年度浅生原応急仮設住宅建設工事請負契約の締結にあたり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を要するので提案するものであります。

議案にお戻り願います。契約の目的は記載のとおりでございます。契約の方法でございますが、随意契約のプロポーザル方式によるものでございます。これは町が建設しようとする住宅の設計及び施工者を設定する際に複数のものに企画を提案してもらいまして、その中から優れたものを選定するものであります。業者の選定は宮城県応急仮設住宅供給リストに登録している77社のうち山元町の一般競争及び指名競争入札参加者でさらに住宅のタイプ1DK、2DK、3Kそれぞれの住宅が供給可能な業者5社を選定し、指名委員会の審議を経て自主決定をし実施したものでございます。契約金額は記載のとおりでございます。4億3,575万円。契約の相手方については、仙台市青葉区八幡六丁目9番1号の奥田建設株式会社、代表取締役奥田智の技術提案が応急仮設住宅工事業者審査委員会での審査の結果採点で最高点で見積価格が予定価格の範囲内であり同社に決定したものであります。

次に工事概要をご説明いたします。はじめに建設予定戸数でございます。資料の方に要件として1番仮設住宅のタイプ別の引き渡し可能時期となっております。ご訂正をお願いいたします。これはタイプ別の建設数でありました。ご訂正願います。大変失礼いたしました。浅生原地区におきましては130戸でタイプ別でございますが1DK60戸、2DK40戸、3K30戸の予定となっております。仮設住宅の引き渡しの時期でございますが平成23年7月15日と予定しております。技術提案の項目には地元企業等の活用やバリアフリーの配慮、仮設住宅の建物及び付帯設備の維持管理についての配慮がなされております。施工場所においては、東田73-1ほかでございます。なお工事施工については細心の注意を払い安全に十分配慮し実施するよう町と連携し進めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。以上議案第36号、平成23年度浅生原地区応急仮設住宅建設工事請負契約締結についての説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤晋也君）これから、質疑を行います。――質疑はありますか。

14番齋藤慶治君。質疑を許します。

14番（齋藤慶治君）はい。この議案、その後の議案と同じような内容なので後でまた同じような質問するかもしれませんが、そのことを了解してほしいと思います。

第1点目。優れた提案ということで今回プロポーザル方式で今課長から説明ありました。それで地元企業の活用ということでプロポーザルの中ではどういうように、もし具体的に活用方法が明記されたのか、その件が1点目ですね。

あと今バリアフリーということなんですが、今まで仮設住宅の室内に関してはなかなかバリアフリーが難しい、決められたスペースによって。決められた部屋数を欲しいということではなくて、外の入口関係については、スロープ等によって車いす対応とバリアフリーという形は見えるのですが、今回の提案の中でももう少し踏み込んだバリアフリーの提案があったのかどうか、その点を伺います。

あと第3点、今課長から建物の管理等の若干の説明がありました。今プレハブ協会

の方だと、県の方で窓口1本に絞って、その後のメンテナンス関係が行われるようにお聞きしたのですが、今回、町発注については、全部町を通しての維持修理という形に対応するのか。その3点をまずお聞きします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。ただいまご質問の地元企業の活用の件でございますが、提案の中では地元企業から作業員の確保を提案されております。およそ140名ほどの作業員の確保を進め、地元の企業を採用していくというような提案がされております。

それからバリアフリーの提案については、各タイプ別に標準仕様がございます。こちらにまず適合していることとそれからスロープについては全体の中で不足するようなことがないよう、全体のまず2割を現在提案されております。その中で少人数世帯につきましても配慮がなされておりました。住宅内の廊下と車椅子が通りやすいようにというような配慮もなされております。それから完成後のメンテナンスですが、施工後は町とこちらの施工業者が連携し、業者からの提案では地元業者等と連携し、問題発生時には素早く対策できるような対応を整えていきますというような提案でございました。以上でございます。

14番（齋藤慶治君）はい。今は事前に課長が挙げた項目でですね、こういう答えになるのかなと思いますが、次にですね工期の関係。残された避難所に入っている方。本来なら県のプレハブ協会ならもっと早くできるというようなスケジュールだと思うのですが、前からの説明、提案理由にもあったように、どうしても1Kと3Kが少ないということで、地元でやるというような、山元町が一番初めに手を挙げて地元の企業活用という形になっているのですが、作業員の雇用だけでなく地元の出来れば協力もらえるなら地元にある各種の業種が参加できよう、やはり強く今度の契約した会社等ですね、考えてほしいと思います。その点を町長の方からお聞きしたいと思います。

それで引き渡しの関係ですが、なかなか難しい。今から1か月ちょっとで引き渡しまでですということ。ましてプレハブなのか木造なのか。ちょっと課長その点も教えてください。ユニット式で持ってくるのか、作るのか。その点の対応が見えていないので、お聞きしたいのですが。決められた工期の中で、絶対やってもらわなくていけないのですが、そうすると相当多くのノウハウが必要なのが、この仮設住宅の建築だと思うのですが、そこら辺大丈夫だということ応募してきているんだらうから、そこら辺の町としての担保の取り方、そこら辺は大丈夫かどうかお聞きします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。地元企業の活用ということについて補足すれば、先ほど課長の方から作業員としての140人の確保ということでございますけども、これについては多くの地元の企業を積極的に活用していくというような、そういう体制を取っていただくというようなことでございますし、きめ細かなバリアフリー対策あるいはタイプ別につきましても地元ならではの機動性、技術を生かしてですね十分こちら側が期待している、意図する内容で対応するというような確認を要所所所でしてきたところでございますので、町としてはバリアフリーなり地元企業の活用ということを含めましてですね、今日の新聞にもいろいろ問題が指摘してあった記事もございましたけども、そういうことのないような形でしっかりとしていきたいと。当然工期についても基本は30日がベースになってございますけども今回お示したように遅くとも7月の15日までには引き渡しを

受けましてですね、その後必要な資材の搬入を速やかにする中で先ほど提案理由でもご説明したようにですね7月の下旬、7月の20日ごろを目途に全員が入居できるようにしっかりと取り組んでいきたいというように考えているところでございます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。提案いただいております仮設住宅についてはプレハブで
ございます。

14番（齋藤慶治君）はい。まだ多くの方が中央公民館、山下中学校を含めて避難所に残っています。いまから間が開きます。今までの入居予定の方々、そういうような人たちの事を考えれば、ここにある7月15日、20日の目標を少しでも前倒しできるような形でお願いし、そしてしっかりと山元町独自の仮設、特徴ある仮設の関係になるように、施工管理しっかりとですね進めていただきたいと思います。以上で終わります。

1番（菊地八朗君）はい。バリアフリーで対応ということで室内の車椅子等の今までと違って室内の中で車椅子で対応できるということの配慮ということなんです、今建てている仮設住宅みますと、下の地盤の排水。路面ね。隣の列に行ったら、前から後ろに全部下がって行って、後ろの列は排水で水が困ると。例えば列に対して道路というか通路を作ったら、次の棟には勾配をつけて全部ヒタヒタと流れる。一番下の組は排水が無くて雨が降ったら基礎の部分に入りこんでくると。そういう配慮がなされてませんので、今回はそういう配慮、次の棟との排水を考えて、ちゃんと基礎の方というか、床の下の方まで考えているのかどうか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。路面、住宅と住宅の地盤の勾配の取り方でございますが、地形上排水方向が一定している方向に持っていくような配慮になっておりますけども、地盤の一定の勾配を確保し、住宅内での滞留がないようなそういうような配慮を施工してまいりたいと思います。

1番（菊地八朗君）はい。つまり一般住宅でいったら、側溝をつけて流れないということまで、側溝つけろとは言いませんが、住宅の整地の方も業者の方でやっぱり、その時は隣に流れていかないようにしないと、今までの建設の時はなぜそういう配慮がなかったのかと言いたいくらいなんだけど。多分この前の大雨でも建設途中にいつている時でさえも地盤ヒタヒタといったら溢れてきているんだから、やはり今回もそういう手直しできる分としてやることはやっていかないと、この部屋に当たった方に対しての思いやりがないということも配慮してほしいと思います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。施工の段階でも地盤の施工状況を確認のうえ一定の流れが確保できる。あるいは隣のところに溜まらないといった配慮を検討してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

2番（青田和夫君）はい。1点だけ。町長にお伺いします。プロポーザル方式で先ほどの説明で従来とはちょっと違ったような話を受けました。であれば、介護、スロープ付きの仮設住宅、これについて今までの仮設との違いを教えてください。

町長（齋藤俊夫君）はい。技術的なこととなりますので、これは副町長の方からお答えさせていただきます。

副町長（平間英博君）はい。バリアフリーの関係については基本仕様、国の方で定めている仕様がございますが、ただ単にスロープといっても、車椅子の仕様もございまして、足の不自

由な方の場合もございます。またスロープを取り付ける際に隣の棟との幅が逆に狭隘になるという欠点もございます。ということで一部仮設住宅の県が設置した部分の中で折り返しをつけたスロープと先ほど申し上げた狭隘な部分が発生しますので、そういった部分がないような仕様ということについて着目してチェックはしております。またスロープが不要な方も家族構成の中では、スロープが逆に不要な方もいます。スロープを通過してそれぞれの居宅に行く時に距離が長くなる部分がございますので、足が不自由な方については直接自宅に入れるようなスロープの脇から入れるような構造も着眼点としてチェックさせていただいておりました。それからですね、これまでの県提供のバリアフリー仕様の関係では車椅子の方が今回入居調整させていただいた方が実際に入ってみますと室内でトイレが使えない、お風呂に入れない、そういったこともあって結果として入居できなかった方もおりますので、今回そういった部分着眼点としておまして個別に例えばトイレの間口を広くする、あるいはドアではなくてアコーディオン式にする、お風呂へは床をフラットにする、といった部分が可能であるか、そういった部分も着眼点として審査させていただいたところであります。

2番（青田和夫君）はい。そうすると県の方で今やろうとしている、介護の仮設住宅ありますよね。それで宮城県全体から申し込みが来ていると。ということは風呂の浴槽からの高さとかその車椅子に応じた、要するに介護する人の力を和らげるそういう意味合いで受け取っていいのかお伺いします。

副町長（平間英博君）はい。これまでの県施工の場合は入居される方の身体状況に応じた修正とございますか、手直しを県に求めてはありましたが、残念ながらそこまでは対応できないということも事例にございました。今回は入居調整を最終段階で身体状況を確認しながら保健福祉課の担当とも調整してですね入居しやすい、生活しやすい仕様を個別に対応できるという部分も今回のメリットと考えて着手したいと考えております。

2番（青田和夫君）はい。そうすると入口とかスロープの問題とかいろいろな面で介護者がスムーズに入ると、そのように理解していいのでしょうか。それだけです。

副町長（平間英博君）はい。議員ご質問のとおり対応してまいりたいと思います。

7番（佐藤智之君）はい。先ほどの齋藤慶治君の質問の中でちょっとわかりにくい数字だったのですが、スロープ付きがつまり2割という回答がありましたが、車椅子対応はこの箇所です130戸ですね、建設戸数。そのうちの2割の26戸と捉えていいのですか。車椅子対応のできる住宅。その辺確認いたします。

副町長（平間英博君）はい。プロポーザルで申請をいただいた時にまずは提案としていただいておりますが、実際にはですね、入居いただく方によってスロープが必要な戸数が増える場合もございます。そういったスロープが増える部分についても対応可能な部分も確認させていただいております。実際これから例えば2割という提案がございますがそれが3割に増えても対応が可能か、そういった部分も確認をしながら審査をさせていただいております。

7番（佐藤智之君）はい。車椅子の対応もそのような対応でよろしいのですか、車椅子の。

副町長（平間英博君）はい。そのとおりでございます。

6番（菊地公一君）はい。このプロポーザル方式。浅生原地区130戸。中山地区130戸という

ことで、これよくわからないんですが、浅生原地区は1DKが60戸、2DKが40戸、3Kが30戸ということで、中山地区が1DKが65戸、2DKが39戸、3Kが26戸ということでございます。この同じ戸数でありながら中山は・・・。「37号に行かないで」と呼ぶ者あり)でも資料に載っているから。単価が違うんだね。単価が8,000万ほど違うんだね。比較というか、ここに載っているから言うのですが。プロポーザル方式でこのような数字が出てくるという自体がおかしいのではないかと。8,000万も違うんですよ。同じ戸数で。特別に作るとかわからないけども。

議長(佐藤晋也君) 菊地公一君。今議案36号ですか。議案第36号やっているんです。

6番(菊地公一君) はい。議案第36号ね。これで、この戸数1DK、2DK、3Kの1戸の単価を教えてください。

まちづくり整備課長(森 政信君) はい。ただいま単価については掌握しておりません。

6番(菊地公一君) はい。単価を把握してません。なぜここでプロポーザルなんですか。好きなどころさ注文するのは。そんな話ないべ。1戸なんぼとかという話あるでしょ。あなたたちは商売人なんだから。我々みたいな数字見わからない人間が見てもおかしいんでないのですかという数字が出ているんですよ。そんな話ないでしょ。「休憩」と呼ぶ者あり)
(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(佐藤晋也君) 暫時休憩をいたします。再開は11時15分までとします。

午前10時58分 休憩

午前11時15分 再開

議長(佐藤晋也君) 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり整備課長(森 政信君) はい。ただいま手元に資料がなくお答えできず大変申し訳ございませんでした。タイプ別に単価を申し上げます。1DKタイプ、214万2,857円。2DKタイプ、233万333円。3Kタイプ、252万3,810円でございます。以上であります。

副町長(平間英博君) はい。ただいまのご質問に関連して災害救助法に基づく仮設住宅の契約、今後の施工の考え方についてご説明申し上げます。従来のかといいますか一般の公営住宅の建設を行う場合はそれぞれ何部屋作るか、その仕様はどういうようにするか、全て確定してその上で入札を行う。その上では一番価格が低いところが受託するというのが通例でございますが、災害救助法に基づく仮設住宅の建設にあたりましては、早期入居を目指す一方で相手方を具体的に特定できないという部分もございます。現にですね、県の方での発注で進めておりましたが、私ども町の方で単身世帯が多いので1DKをお願いしたいとか大家族で3Kタイプを多くしてほしいというような要望になかなか応えきれず、要は2DKタイプだけを整備を行うということになった関係もございまして、今回町発注とさせていただきますが、今後具体的にはそれぞれ提案させていただいておる3タイプの数につきましては、現時点で入居をお待ちしている方の入居を想定して、まずは戸数を割り出しております。ただ、ご案内のとおり民間賃貸に流れている、実際に

は入居申し込み、仮設住宅の申し込みはいただいておりますが、民間住宅に流れている方もいらっしゃいます。その中には家族構成の中でお一人、お二人、民間賃貸に流れている方もおいでです。それから家族構成、例えば4名というお申し込みで2DKを想定していても具体的な調整をした場合に介護ベットが必要な方がおいでになると（「議長。言い訳聞いているんでないんだ。単価聞いているんだ」と呼ぶ者あり）そういった調整も・・・。

議長（佐藤晋也君）簡明にお願いします。

副町長（平間英博君）はい。単価の部分、先ほどのとおりで補足の部分は今後そのタイプの戸数が建設進める中で調整しながら進めていくということをご理解いただきたく補足させていただきます。

6番（菊地公一君）はい。私は本来ならこんなこと言いたくないんですよ。プロポーザル方式として発表して山元町では独自に作りますよと言いながら、こんなような数字が出てこない。これは36号37号でしょうが、一覧表として出ているんですから、37号も喋らせていただきたいということです。ということでこのような数字の開きが出るというような、あなたを信用しますよ、あなたも信用しますと言いながらこんな数字の開きが出てきて、はいそうですかと、表に提示する数字でないでしょ。ある程度の数字の開きはわかりますよ、私も。あそこで500円した、600円したというのはわかります。しかしそうでないでしょ。自分の懐から出ないからとか、国から出るからいいのかというそんなことでないでしょ。こんな数字ね副町長言う流れ、1DK欲しい、2DK欲しいとかそういう話でないんです。数字なんです。こんな数字だしてどうしますか。だって。それがプロポーザル方式で、こういう数字の開きが出てくる事態がおかしいんでないんですかということなんです。

議長（佐藤晋也君）36号を議題としていきますので。36号でお願いします。

副町長（平間英博君）はい。災害救助法に基づく仮設住宅の建設については、一律基準単価というのがございまして、現在は県は450万前後で1戸を建てている状況です。それで450万、先ほど森課長が説明しましたタイプごとの単価を申し上げましたが、いわゆるそれは上物だけのお話でございまして、それに外構工事、それからスロープ、その他駐車場の整備、もろもろを含めてですね、基準価格内ということでの施工という考えになります。それで例えばタイプが異なる3Kタイプが多くなれば（「議長、そいつは付属のもので、ここに出たものの話しているんですから、それは関係ないでしょ」と呼ぶ者あり）それはいわゆる…（「表に出てこないの言われてもどうしようもないでしょ。表に出てるもの聞いているんだから」と呼ぶ者あり）申し上げたかったのは今言った単価を掛け算していただいた合計額をここに掲載している金額は違うといことを申し上げたかったんです。そしてその他にそれぞれの地形に応じた外構工事、それから住宅の付帯工事そういったもろもろのものを含めてのこととございまして、それを単純平均して450万が現在の県施工の分の状態だということです。条件不利地域でございますと厳しい単価に、割り算していくと。単純に戸数で割ると条件不利地域でございますと高くなります。

6番（菊地公一君）はい。なんか言い訳みたく。プロポーザル方式というのは本来であれば私たちの意見を聞いて、私たちの要望に対してこう作りますというのがプロポーザル方式でな

いかと思うんですよ。そうじゃないのかね。私たちが要求してこういうことでいくらすかと提示するのが我々の。ただ放り投げてプロポーザル方式で、このくらいでできたからやりますかねという物事でないでしょ。山元町の姿を相手に伝えてこのぐらいの単価だったらやりますよというのであればいいでしょと。向こうではそれに応じるんだから。ところがあなた任せの数字でないですか、これ見ると。

町 長（齋藤俊夫君）はい。休憩をお願いしたいと思います。

議 長（佐藤晋也君）暫時休憩をいたします。再開は11時25分までとします。

午前11時 4分 休 憩

午前11時25分 再 開

議 長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（佐藤晋也君）休憩中に資料の提出をお願いしましたが、今すぐに出ないということであれば、ここで再度休憩をしたいと思います。再開は1時30分にします。

午前11時25分 休 憩

午後 1時30分 再 開

議 長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（佐藤晋也君）資料の配布がありました。説明をお願いしたいと思います。

副町長（平間英博君）はい。まずお手元に配布しております資料のうち事業者選定基準からご説明いたします。今回の仮設住宅の建設にあたりまして、プロポーザル方式をとりまして業者を選定するという事で手続きを進めております。県の方で仮設住宅の供給可能ということで紹介を受けております77社の中から本町の指名登録している業者のうち1DK、2DKのタイプを建設可能な業者に対して提案を求めています。提案の内容につきましては、記載のとおり事業計画それぞれの提案の事業計画とそれから見積価格、そちらを評価して業者を選定するという考え方を取っております。審査の内容でございますが、基本的にまず計画の概要、平面図等について仕様を満たしているものをまず必須審査させていただきましてその上で記載のとおり、まず山元町で必要な建設住宅のタイプがキチンと提供できる業者かどうか。それから早期に完成引き渡しを受けられるかどうか。また地元企業あるいは地元の雇用が図れるかどうか。それからバリアフリー仕様等々の点について提案内容を評価させていただいております。それぞれ点数をつけまして、そのうえで1番優良なものから総合評価をさせていただきました。そののち提出されております見積価格とそれから予定価格の比較を行いまして、予定価格内であるものを、点数評価順に上位のものに委託するという方式を取らせていただきました。なお結果としてございましたが、それぞれの地区で提案いただいている今回決定して議案として出させていただいている業者がそれぞれ最低の見積価格の提出ということで。これは結果としてということですが、そういった形となっております。それぞれの部分につ

いての計画の概要については担当課長からご説明させていただきます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。計画概要書の中身について資料を修正しておりますので、ご説明申し上げます。記載しました要件については仮設住宅タイプ別の建設数と引き渡し時期、それから施工場所でございます。こちらは前回の資料と同じになってございます。4番以降でございますが、住宅のタイプとしてプレハブ。5番の住宅のタイプ別単価として直接工事費としての単価を記載しております。1DK、2DK、3Kの記載の金額となります。6番ですが全体の工事費用の中身を大きく建築工事、付帯工事、外構工事と分けまして明細を記載させていただきました。6番目の建築工事ですが3つのタイプと集会場を含めた金額としまして記載の3億3,620万円という額になっております。7番の付帯工事でございますが、電気設備や給排水設備、浄化槽等を含めた金額が7,180万となっております。8番の外構工事でございますが、駐車場設備を配置し700万円となっております。合計が4億1,500万円の消費税込で記載の4億3,575万円となります。それから添付させていただきました配置図を参考に添付させていただいております。お手元にお配りいたしました配置図でございますが、こちらは浅生原地区の配置図となっております。大きくAブロック、Bブロック、Cブロック、Dブロックと分けまして配置し、集会所を約中間の位置に持ってきます。駐車場等の位置も住宅の近隣で計画しております。裏面をご覧ください。裏面については6坪タイプということで1DKですがこのような提案をいただいております。それから2枚目については9坪タイプということで2DK。その裏側に12坪タイプを3DKといたしまして各間取りを添付させていただいております。以上ご説明とさせていただきます。

6番（菊地公一君）はい。今説明ありましたが、本当に説明というのは何というのか余りにも議員をおちょくっている説明なんですよね。こんな言葉言いたくないんだ。本当は。単価がわからない。わからないのであれば、なぜこの金額が出てきたんですか。課長。単価わからないと言いながらなぜこの単価表出てきたんですか。今一度説明お願いいたします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。午前中の説明の中で掌握しておりませんという話をした点でございますが、大変申し訳ございませんでした。手元に資料がないという説明をすれば良かったものを、このような発言をしてしまいました。失礼しました。

6番（菊地公一君）はい。あと付帯工事というような大げさに話していたんですが、外構工事、片方は700万なんですよね、片方は193万円なんです。かかってないんですよ。高い方が。本当に何を議員に説明しようとしているんですかね。外構工事とかは余計にかかるかという話をしておきながら、片方は700万、片方は193万9,000円。どこまでも、まともに説明しようとしているんですかね、執行部は。それとまた住宅の質、なぜ同じような状況で作らないんですかね。1棟に対して100万も多く支払うような。片方はトタンで作るんですか。家を。片方はじゅうたん敷いて、片方はカーペット。100万も違うんですよ。こういうね、ちぐはぐな争いを起こすような避難民であろうとなぜ統一した建物を作らないんですかね、文句の出ないような。なんぼプロポーザル方式としながらもこれではよからぬ疑いをかけられるんでないんですか。執行部としては。何をしようとしているんですかね。今一度。今度は町長からだね。

町長（齋藤俊夫君）はい。大変最初のご説明のお答の部分からですね、不穏当な対応ございませ

で大変恐縮しております。申し訳ありません。

この仮設の供給の考え方については、午前中からお話をしていたようにですね、県の方でなかなか地元の方で要望するタイプ別の供給がかなわないという中で少しでも需要と供給のミスマッチを防ぎたいという基本的なもとで地元での独自の発注と。県の制度を採り入れた中での発注ということにさせていただいたところでございます。今一環した建物の構造とご指摘を頂戴したわけですけども、一日も早くですね、待っていらっしゃる方々に住宅を提供したいという中で、県の方で示された77社の皆さんにいろいろと提案していただいたと。結果として一方がプレハブ、一方が木造。そして単価についても建築工事でいきますと一方の方が約258万、中山地区については324万とそういうような単価で見ますと一戸あたり70万という開きがでているのは確かでございますけども、こういう緊急的な中でですねご提案をいただく中で結果としてこういうような状況がでてきたということでございますので、状況を踏まえての対応についてぜひともご理解を賜ればなということでございます。

6番（菊地公一君）はい。何もかもちぐはぐなんですよ。片方は集会場まで作るんですよ。早く作っているところは集会所あるんですかね。あるの。それはいいとしながらも、このような姿を町内の避難者をあまりにも納得しがたい姿でないかなと。それで中身が同じだよというのであれば、1棟から100万も違うような単価出てくるのか。プロポーザル方式というは、もうちょっとこんな数字出る場面でないと思うんですよ。私の考え違いかどうかはわかりませんが、もう少し町の予算で、これは国の予算で出すからいいのかなとは思いますが、そうでないでしょと思うのです。これは直接間接的に私たちも税金払うのですから、もう少し考えたプロポーザル方式、そして建築についても金をかけたから片方うんといいいんだよというのであれば話わかりますよ。400万もかけたんだから。400万でいい仮設ができるのであれば。でもそれはちょっとおかしいではないですかということなんです。同じ金使うにもね片方で100万違ったら1DKであると半分できてしまうんですよ。間に合うようになってしまうんですよ。そういうような状況を目の当たりに見せられて1戸の単価もわからないとそんな話はないでしょ。説明いいです。私の質問終わります。

8番（遠藤龍之君）はい。これまでの説明の中でもしかするとお話されているかもしれませんが、1つ2つ伺います。今の話の中で確認したいのはこの浅生原地区、中山地区として別建てで業者を選んで対応したのかどうかお伺いいたします。

副町長（平間英博君）はい。先ほど申し上げた5社に対してそれぞれの地区についての提案をお願いしております。

8番（遠藤龍之君）はい。町発注ということでやっておりますということなんですが、標準仕様というか決まりがあると思うのですが、どこまで許されるのかと。何を言いたいのかという町発注ですから相当被災者の方々に喜ばれるような、町発注だからね。これまで県発注だからギスギスした中で対応だと、向こうから作ってよこされるんだと。町発注ということになると思いが十分入れられるようなそういうシステムになっているのかどうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回の発注については県の方から建設進めていただいておりますが

リアフリーの関係ですね、これはなかなか思うようにいかない部分もありました。さらに付け加えて言うならば、意外と大きな阪神大震災等の経験した中ですね、プレハブのバリアフリーというのが意外と改善されていなかったのかなという受け止めもあるのですが、途中から町独自の発注ということになるのですが、少なくともこれまでお入りいただいた方のバランスと言ったら申し訳ない部分あるのですが、不都合な部分を限りなく改善をするような形での発注を目指していきたいと考えております。

8番（遠藤龍之君）はい。その際に条件提示するというかプロポーザル、こういうような事と考えてくれというようなことを出してきたと思うんだけど、どれだけこれまでのいろいろな不満やあるいは要求や要望があったと思うのですが、どれ位考慮したか、配慮したかということについてあればお伺いいたします。

副町長（平間英博君）はい。先ほど町長が申しあげました部屋のタイプについてまず私たち町民の方で仮設住宅をお待ちになっている方に対応したタイプがきちんと用意できるかという視点。それからその中には3K、1DKというのは当然であります、併せて多人数世帯についてはこれまでも3Kと1DKと併せてお住まいいただく3Kと2DKを併せてお住まいいただく部分も調整しておりますが、これまで県に対してはタイプ別については申し入れをしてもなかなかその調整が難しい。そして配置計画ですね、3Kの隣に1DKを作っていたとか、そういった配置計画もできないために大人数の世帯が入っていただくという部分のいわゆる配置のバランスが取れないという苦情、悩みもありまして、そういった部分にも配慮します。それから午前中のご質問にもお答えいたしました、車椅子、乗用車など個々のご家庭の全体の状況に合わせた部分で突発的な仕様で調整ができる。併せてスロープも標準提案してもらっておりますが、今後身体の状態明らかになった時点で追加的なバリアフリーの措置も図れる、そういった部分もできる業者ということで確認をしておりますし、今回町発注としてのメリットだということ考えております。

議長（佐藤晋也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）これで質疑を終わります。

議長（佐藤晋也君）これから、討論を行います。———討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから、議案第36号平成23年度浅生原地区応急仮設住宅建設工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤晋也君）日程第4．議案第37号を議題とします。

課長から説明を求めます。まちづくり整備課長森 政信君。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。議案第37号平成23年度中山地区応急仮設住宅建設工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

提案理由から説明いたします。裏面をご覧ください。本案件は、平成23年度中山地区応急仮設住宅建設請負契約の締結にあたり地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。議案にお戻り願います。契約の目的は記載のとおりでございます。契約の方法でございますが、随意契約のプロポーザル方式によるもので、この方法は先ほどご説明いたしましたので議案第36号と同様となりますので重複しますことから省略させていただきます。契約金額は、5億2,290万円、契約の相手方は宮城県柴田郡大河原町字新南20番地の5、株式会社八重樫工務店、代表取締役八重樫義男。技術提案が応急仮設工事請負事業工事事業者審査委員会での審査の結果、高得点で見積価格が予定価格の範囲内であり、同社に決定したものであります。建設予定数につきましては、お手元の資料等で記載させていただいております。1DKが65、2DKが39、3Kが26という予定となっております。引き渡しの可能時期は7月15日といたしております。工事の施工につきましては、細心の注意を払い安全に十分配慮し実施するよう連携いたし進めたいと考えております。お手元の資料の中で、先ほど添付いたしました資料に平面図等、あるいは間取り等を添付いたしました。ご覧いただきますようお願い申し上げます。以上、議案第36号、訂正いたします。議案第37号平成23年度中山地区応急仮設住宅建設工事請負契約の締結についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（佐藤晋也君）これから、質疑を行います。——質疑はありますか。

12番（後藤正幸君）はい。一問一答で1つずつ聞きます。3点ほど質問いたします。その第1点目ですが、この5社、おのおの提案された、要するにいま木造で提案されていますが議会提案、木造以外、プレハブとか何かの提案はあったのかないのか、5社それぞれ教えてください。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。ただいま、ご質問では木造というご質問でございますが、今回、プレハブの提案はその他の会社がプレハブで提案されました。木造はこちらのみです。残り4社プレハブということでございます。以上です。

12番（後藤正幸君）はい。プレハブが4社で木造が1社という答えでしたが、その4対1になったのを1社の木造を選んだ理由をお聞かせください。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。先ほど選定の際の事業者選定基準の中で、副町長からご説明がございましたが、それぞれの提案項目を提出いただき、仮設住宅のタイプ別の建設戸数から集会所の規模等の仕様の適合性までをそれぞれ得点を配点いたしまして総合得点でこの提案の会社に決定しておりますので、総合的な点数という結果になります。

12番（後藤正幸君）はい。この事業者選定基準の総合点数が高いという理由ですが、この得点をつける基準、これは職員がつくったのだと思うんですが、私が勝手に判断いたしますと、

言葉にしていいのか悪いのかわかりませんが、この業者にやるがためにこの点数、配点ではないですよ、この可能戸数だったら30点とかつけてる、ここに審査項目ですね、これが正しいのかどうかが一番問題なんです、私から言うと。要するに、他のところは全部プレハブで作っていて、今度入る人、この中山地区だけが木造で作っていて、しかも他のところのないようなものをいっぱい作ったっていうことは、今度入る人は喜んで入るのかもしれませんが、要するに、皆、今まで作ってきたのを聞きながらよく改善していったというようになりますが、ただ、いままで入った人から言えば、なんで最初からこういうの作って私たちに提供してくれないんだって、不公平さがいっぱい愚痴として出るんじゃないかと私は思うんですが、その辺考え方教えてください。

副町長（平間英博君）はい。これまで県発注といたしまして、山元町内には大きく3社の業者が建設をしております。株式会社ナガワ、セキスイハイム、ダイワハウス、その3社がそれぞれ手法としてプレハブという手法で独自の形で建設をしていただいていた。県発注の業者の中には、当然、木造もあると聞いておりました、他の地域ではプレハブ、あるいは木造の形でそれぞれ仮設住宅が整備されていたというふうには聞いております。山元町においては、県がここで、山元町での工事をしなさいという発注が結果としてプレハブになったということございまして、様々な業者がそれぞれの持ち味を生かして仮設住宅を建設中ですので、既に建設3社間でも差異が生じてまして好み等でいろいろあちらの業者さんの作ったプレハブがいいというような話とかも聞こえてきてはおりますが、いずれにしてもどの業者が作っても標準仕様については、県の基準を確認をした上で作っております。結果として、木造とプレハブという差が出てまいります、その点は今後ご理解をいただくよう行政としては努めてまいりたいと思います。

12番（後藤正幸君）はい。私、質問したのとちょっとニュアンス違う答えなんです、私の質問したのは、今回の提案、木造は重々承知してて見ていてわかるんです。要するに、そよは全部プレハブ造ったのに、ここだけ木造を選んで仮設を提案、提供するんですが、不公平さで何かあとでぐずぐずとか何かないかどうか、その辺の考え方をお聞かせくださいと言ったつもりだったんですが、よろしく願います。

副町長（平間英博君）はい。説明が長くなりまして恐縮でございました。いずれ、木造、プレハブということでの差についての入居希望者から、例えば木造が良かったとか、そういった希望が出てくるかもしれませんが、いずれの場合についても一定の規格の範囲の中での仮設住宅の提供ということになります。そういった不満については、行政としてご理解をいただくよう努めながらご不満の部分は説明を尽くしてまいりたいと考えております。

12番（後藤正幸君）はい。もう1つだけお聞かせ願いたいのは、今回のこの業者からのプロポーザルの提案ですね、1回出てきた見積もりをもう一度価格の操作とか打ち合わせとか何かしたのかしないのか。要するに、1回目の見積もりを議会に提案に提案してるのかどうかをお伺いします。

副町長（平間英博君）はい。これは、提出の際に事業計画書、見積書は一緒の提出をしていただきまして、その後差し替え等の手続き等は一切行っておりません。

12番（後藤正幸君）はい。要するに、差し替えをしてないということは、1回目の提案でこれで良として、最高得点だから提案したというように私が受け止めてよろしいんですね。

副町長（平間英博君）はい。そのとおりでございます。

議 長（佐藤晋也君）ほかに質疑はありませんか。

10番（佐山富崇君）はい。1つだけ、八重樫工務店の会社概要と経歴。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。会社概要等についてのご質問ですが、申し訳ございません、ちょっと資料を持ち合わせておりません。

議 長（佐藤晋也君）暫時休憩します。

午後 2時05分 休 憩

午後 2時15分 再 開

議 長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。ご提案いたしました株式会社八重樫工務店の創業は、昭和48年の7月でございます。工事経歴等につきましては、建設工事等につきまして、平成20年、21年にかけて亙理郡山元町の宅地等を含め6件等の建設がございます。それから、経営状況等につきましては、宮城県の方の経営審査等を確認いたしますと評点が806点となっております。宮城県の総合評定値がございます。総合評点が806点となっております。以上、ご報告させていただきます。

10番（佐山富崇君）はい。概略はわかったんですが、私、知りたかったのは、懸念するのは、経営状況はいいんでしょうけども、本町のあれで20年から21年で6軒建てていると。私は、県内で例えばそういう工事期間中に何棟とかそういうのを知りたかったのね。その期間を守れるのかしら、木造は私はすばらしいことだなと思ってるんですよ。それでまた、地元企業の活用度というのかなりいけるのかなという気がしたもんですから、いいことだなと思うんですが、そのところでなんとか7月中旬までというこれあと1か月ですよ、実質1か月きりないわけ、きょうは8日ですからね。それで、十分いけるのかなと、そういうのとあと職人常時何人くらいかかるのかなとか、そういう懸念をするものですからお聞きをいたしました。その辺のところお答えいただければ。

副町長（平間英博君）はい。私の方から。今回の仮設住宅の建設業者の選定にあたりまして、対象建築物が仮設住宅ということで、従来の実績という部分は確かに確認が必要だという部分はございますが、その前に仮設住宅を現在県が進めておりますのがプレハブ協会傘下の企業に発注しておりまして、他の業者に仮設住宅の実施が可能なところをとということで、それぞれ業者の業績等を勘案し、県が仮設住宅をしっかりと建設できであろうと審査をした結果、宮城県応急仮設住宅供給事業者リストということで77社の審査結果の提供いただいております。この77業者であれば、いずれも県の事前審査は得ておりますので事業についてきちんとしていただけるものということで、この中から業者の選定に入ったということをご理解いただきたいと思います。

10番（佐山富崇君）はい。町長も副町長も県出身でありますので、県の調査を全幅に信頼したというふうにおっしゃっているのかなと思いますが、私としては、やはり経歴実績そういうのを知りたいのですね。県の評価だけで、はいOKというわけにはいかないという

ころもございますので数字的に教えていただければ納得するわけですので、改めてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。すいません。確かに会社ですね、これまでの事業の実績概要というふうなお尋ねだと思いますので、その辺、改めて担当課長の方から詳しく紹介をさせていただきたいと思います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。工事の経歴という中で何点かご説明をさせていただきたいと思います。岩沼西小学校の校舎の改修工事を平成20年に実施しております。それから大きいところでは、大河原のフォルテの修繕事業等を22年に実施しております。大河原町の小学校の雨漏り修繕工事、それから宮城県南中核病院の厨房工事も22年に実施しております。建築工事の総費用につきましては21年度の実績で21億9,000万ほどの工事实績があります。総資本33億でございます。従業員数でございますが1級建築士が14名、2級建築士が1名ということで建築の登録がございます。従業員は技術系の職員が22名登録ございます。以上でございます。

10番（佐山富崇君）はい。わかりました。その提案審査の先ほど申し上げましたが、地元企業の活用度というのは10点配分中何点もらったんですか。内容はここではまずいのですか。

副町長（平間英博君）はい。この会社からの提案の内容としては、まず地元企業を積極的に各業種とも依頼すると。あと地元大工、木造建築なので地元大工の雇用も視野に入れて施工するという提案がありまして、この分野についてはこの企業が審査員の合計でしたので40点満点中36点ということで、この分野については1番という得点をとっております。

8番（遠藤龍之君）はい。考え方についてなんです、木造にしたことのまずの考え方。私もこれについては非常に評価をるところなんです、とりあえずその点についてお伺いいたします。木造を選んだ理由について。

副町長（平間英博君）はい。今回木造を選択した部分については結果として木造になったということでございます。先ほどご説明しておりました、事業者選定基準に基づきまして審査をした結果木造建築の業者が受託したというわけでございます。

先ほどの訂正をさせていただきます。50点中36点で・・・（「そうなると話違うんだよ、再度質問する。40点中36点というから大変高得点だなと思ったのに。だから質疑やめたのに。」と呼ぶ者あり。）

議長（佐藤晋也君）先ほど私もそう聞いたのですが、訂正ということで発言があったのですが。

（「訂正であれば質疑は続きます」と呼ぶ者あり）では遠藤議員の質疑を後にして佐山議員・・・。（「いったん終わったんだから・・・」と呼ぶ者あり）では、遠藤議員。

8番（遠藤龍之君）はい。結果として木造ということになったことだと、それでは他は全部プレハブ、もともと木造ということに特定しないでやって、結果木造とか、4つはプレハブとかということになると、ほかの業者はどれくらいの値段で出してきたのかという疑問が出てくるんですね。と言いますのは、先ほどのこの資料を見てみると、明らかにプレハブと木造では違って来るんですよ。この辺の状況はどうだったのかですね。だからその前に木造の考え方を聞いたんですがね。少々この位幅があっても木造がいいというのがあったならば、この結果にも理解できるかなと思ったんですが、どうもそうでないということであれば、全体としてどうだったのか。その辺について伺います。

副町長（平間英博君）はい。ご質問にお答えします。中山地区については5社からの提案を受け付けましたが、そのうち2社からの辞退がございまして3社の中からの提案となっております。その3社のうち木造が1社、プレハブが2社ということでございますが、審査基準に基づきます中の最後の価格の部分でございまして、価格については逆にプレハブの方の2社が予定をオーバーした価格での見積書の提出でありまして、結果として今回ご提案いただく業者が契約ということになっております。

8番（遠藤龍之君）はい。その際のプレハブのその単価等々というのはこの先の浅生原地区に比べて2倍も3倍もするような値段設定されているようなものなのかどうか、その辺を伺います。

副町長（平間英博君）はい。その見積価格についてはですね、ほかのプレハブの会社の部分については、金額的には先ほどご審議をいただいた浅生原の部分とほぼ同額というか若干低い金額での提案ではありました。一概にはプレハブが低く提案が出ているということではありません。

8番（遠藤龍之君）はい。今の説明わからないのだけでも、前の副町長の話ではプレハブのほうが木造よりも高いということだったんだよね。そうすると木造というのは300万、こちらで見るとね。この価格。そうするとそれよりも高いプレハブの価格だった、見積価格だったということに受け止めたから今確認したのだけでも。そうすると今の話では、プレハブの価格は浅生原と同様というか似たような価格だと。そういうようになると、何なのというような話になるんです。今の説明はそういうことですからね。訂正するところがあれば、訂正したほうがいいと思うのですが。大きな問題になりますよ。これは。ということになりますと、この予定価格の範囲以内で見積を提示したもののうち、この予定価格はどのように予定価格を設定したのという話にもなりますし。これ非常に問題大きいと思います。

副町長（平間英博君）はい。再度ご説明申し上げます。中山地区について先ほどご説明した中で辞退が2社あると申し上げましたが、その辞退した会社のうち1社が奥田建設ではございました。それで他の会社のプレハブの業者さんの見積価格、それぞればらつきがございまして、今回の木造の価格よりも高い価格での見積もりの提出があったということでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。予定価格よりも高い見積もり。それはちょっとなんか出来レースっていうか、のような感じもしないこともないんですけども、その説明を聞いていますと。そこを残そう、残そうというようなこの選定の中にいるのではないかなと。予定価格よりも多い見積価格は出すところあるのかしら、業者で。何のための予定価格を示すんだか。最初からだめだとわかっていて、やるような話なんではないの。副町長の説明を聞いていてだよ。

副町長（平間英博君）はい。予定価格については、事前公表はしておりません。その中での審査と予定価格との部分で評価をした所でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。そしたら予定価格を公表しないけども、その前に5事業者の内訳についても伺います。

副町長（平間英博君）はい。まず5社指名させていただいた業者につきましては、阿部工務店、八

重樫工務店、奥田建設、橋本店、浅沼組以上5社を指名して提案をいただいております。

8番（遠藤龍之君）はい。その5業者の中で、なぜか奥田建設は辞退をしたと。ほかに辞退した業者はどこですか。

副町長（平間英博君）はい。浅沼組が辞退しています。

8番（遠藤龍之君）はい。そうすると3社残ったうちの、価格差といいますか点数差というのはどの位の開きだったのですか。1、2、3として。どの位でいいから。もし公表できないというのであれば、パーセントなりわかるような数字で示していただきたい。

副町長（平間英博君）はい。おおむね価格差は7,000万の価格差です。

8番（遠藤龍之君）はい。そうするとまさに浅生原と全く同じような結果に見えるのですが。そういう中で結局木造の7,000万高いとことで・・・、7,000万の方高いんだっけ。プレハブの方が木造より7,000万高いという理解でよろしいのか確認します。

副町長（平間英博君）はい。そういう提案でございました。

8番（遠藤龍之君）はい。そうするとね、浅生原地区で奥田建設とったんですが奥田建設はだいたい似たりよつたりの、その前に辞退しているから・・・、この辞退の理由もわかれば知らせていただきたいのですが、これは奥田建設に聞かないとわからないことなんですか。ということで何か正直この結果みると不明、不透明な・・・、プレハブ倍の値段なんだよね、そうすると。何かちょっと理解しかねます。私は木造でもいいんですけども、それであれば最初から木造で提起して八重樫に残ったというのであれば、理解できる場所なんだけども。それが前提になくて、そして他よりも高くても木造だからという特徴があって、ここが残ったということであれば、私の場合は理解できるのですが。プレハブの方が7,000万高いというのは逆にいうと他の企業何をやっているのか、何を考えているのかということになるので、これは常識の範囲内でお話なんですかねと、多分ここで聞いても答えられないと。今度は会社の感覚でしょうから。これからこういう企業は、浅沼とか、これは辞退したんだな、阿部工務店、橋本とかというのは山元町としては相手にすべきでないですね。こういう企業は。こういう単価を突き付けてくるところは。これは非常に問題、理解できない部分があるということを指摘しておいて、私の質問を終わります。態度表明については、そういうことでは非常に問題であるということではあります。しかし、待っている人たちがいるということで、この件についての態度は結果的にそういうことになるかと思いますが、この件については非常に問題が残るということを指摘して質問を終わります。

議長（佐藤晋也君）それでは先ほどの件。10番、佐山富崇君。

10番（佐山富崇君）はい。ちょっと遠藤君の質疑の中ででも明らかになってきたんですけども、私もその八重樫工務店に決めたのは、この地元企業との活用度というのがかなりいい線だったのかなと。40点満点中36点だったということで質疑を止めたんですよ。ですがちょっと訂正いたしますということで、50点中36点という話になったんですね。そういうことからいうと地元企業の活用度というのはそう高くはないんですよ。比重は大きくないわけですよ。私からいうと。私は全面的に認めたんだなと。9点ですから一人頭。4人だからね。10点ずつで。9点だから一人頭。そうすると結構な。50点満点だと先ほど雑談の中で言ってしまったんですが、7点だと。7点と9点ではその評価

は全然違いますよね。そういう意味で先ほどから遠藤議員にもありましたが、木造ということに力を入れ、さらに地元企業の活用度というのに力を入れて、この八重樫工務店になったのかなと思って質疑を止めたのですが、この辺のところはそうでないということが理解できました。答えはいりません。

議長（佐藤晋也君）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）これで質疑を終わります。

議長（佐藤晋也君）これから、討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから、議案第37号平成23年度中山地区応急仮設住宅建設工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤晋也君）以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

次の会議は、6月14日午前10時開議であります。

午後 2時46分 散 会
